

草加市児童発達支援センターあおば学園 児童発達支援 利用について

あおば学園では、就学前の心身の発達に支援の必要があるお子様に対して、療育・支援等を行い、後の学校教育の基礎となる心と体を保護者とともに育てていきます。

1. 対象児童について

下記に該当する児童を対象とします。

【知的障がいクラス(医療的ケア児を含む)】

- (1)利用開始時点で草加市に住所があること
- (2)4月1日の時点で3歳以上であること
- (3)知的障がいのあることも
- (4)相談会参加時点でおおむね歩行可

【肢体不自由クラス(医療的ケア児を含む)】

- (1)利用開始時点で草加市に住所があること
- (2)4月1日の時点で3歳以上であること
- (3)身体障がいのあることも
※身体障がいとは、以下のいずれかの内容とし、身体障害者手帳の所持を問わない。
 - ①上肢、下肢、体幹
 - ②その他、あおば学園安全委員会が受け入れ可能と認めた者

※通所受給者証について

通所には【通所受給者証】が必要になります。

通所が始まる前にこども政策課へ申請いただきお手元にご準備をお願いします。

※医療的ケア児

次のいずれかの医療的ケアを必要とするこども

- ①口腔・鼻腔・気管内の痰吸引
- ②経鼻・胃ろう・腸ろうによる経管栄養
- ③その他、あおば学園安全委員会が受け入れを可能と認めた者。ただし、投薬を除く。

2. あおば学園内の体制

以下の職員で、サービス提供を行っています。

【職員体制】

管理者・児童発達支援管理責任者・保育士・児童指導員・言語聴覚士
臨床心理士または公認心理師・作業療法士・理学療法士・相談支援専門員
事務員・嘱託医(外部委託)・嘱託歯科医(外部委託)・看護師・栄養士・調理師

3. 利用までの流れ(募集状況につきましてはホームページをご確認ください)

①あおば学園の個別見学会に参加

あおば学園にお申込みの上、見学会にご参加ください。親子で来園し、活動を体験してみましょう。



②あおば学園の相談会に申込み

あおば学園・本ホームページで配布の以下の申込書等をあおば学園へ提出(郵送またはご持参ください)

【全ての児童】

- (ア)草加市児童発達支援センターあおば学園入園相談会 参加申込書
- (イ)心身状況表
- (ウ)指定の診断書

【肢体不自由児】

- (エ)草加市児童発達支援センターあおば学園 肢体不自由児 入園申込書
- (オ)主治医意見書(肢体不自由児用)

【医療的ケア児】上記の該当書類に追加で提出ください。

- (カ)医療的ケア実施申込書
- (キ)主治医意見書(医療的ケア児用)



③あおば学園の相談会に参加

草加市児童発達支援センターあおば学園への入園を希望する児童及び保護者と面談をして、心身の状態や日常生活の様子を伺うために実施するものです。



④入園検討会(保護者のご参加は必要ありません)

草加市児童発達支援センターあおば学園内にて入園の検討会を行います。



入園が決定した場合、あおば学園から内定通知書・必要書類および入園説明会のご案内を発送します。

⑤入園説明会

入園のご説明と児童の支援計画のご相談をいたします。
説明会は長時間の予定となるため、保護者のみの参加にご協力ください。



⑥ご契約

重要事項説明書の説明を行います。
通所受給者証に基づき、署名捺印後契約完了となります。



⑦療育開始

慣らし保育を行い、少しずつあおば学園に慣れていく計画で療育をスタートします。
個別の支援計画を立て、それぞれのお子様にあったペースで支援を行っていきます。
支援計画につきましては児童発達支援管理責任者が保育士・心理士・保護者と一緒に作成します。

4. 利用料金

幼児教育、保育の無償化の対象となっています。

5. ご案内

令和7年4月1日より指定管理事業者として株式会社コマームで運営・管理を行っています。

草加市児童発達支援センターあおば学園
児童発達支援 連絡先

電話 : 048-936-4972